

地方自治法施行令第 167 条の 4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

会社更生法第 17 条

- 1 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実(次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。)があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。
 - (1) 破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合
 - (2) 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

民事再生法第 21 条

- 1 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、

裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条

- (1) 省略
- (2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)から(5) 省略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) 省略

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第 2 条

- 1 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

上田市財務規則第 124 条

- 1 予算執行者等は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして契約金額(公有財産の売却において、電子入札により一般競争入札に付する場合にあっては、予定価格)の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納付させなければならない。
- 2 契約の変更により、契約金額に増減が生じたときは、これに相当する契約保証金を追加納付させ、又は還付するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 省略
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならぬ。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 契約者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
 - (4)から(6) 省略
 - (7) 契約金額が 50 万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認

められるとき。

(8)・(9) 省略